

富山市教育委員会会議録
平成29年4月定例会

- 1 日 時 平成29年4月24日(月曜日)
午後 4時00分 開会
午後 5時10分 閉会
- 2 場 所 本庁7階 教育委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 宮 口 克 志
委 員 若 林 啓 介
委 員 藤 井 久 丈
委 員 尾 畑 納 子
委 員 高 田 健
- 4 説明のために出席した者
- | | |
|------------------|---------|
| 事務局長 | 酒 井 敏 行 |
| 事務局次長(総務・社会教育担当) | 大 場 一 成 |
| 事務局次長(学校教育担当) | 斉 藤 保 志 |
| 教育総務課長 | 酒 井 秀 祐 |
| 統合校整備等推進室長 | 岸 重 臣 |
| 学校施設課長 | 水 高 清 志 |
| 学校教育課長 | 高 木 健 吉 |
| 学校保健課長 | 片 山 建 |
| 生涯学習課長 | 梅 沢 宗 仁 |
| 大沢野教育行政センター所長 | 松 尾 克 己 |
| 大山教育行政センター所長 | 滝 川 智 士 |
| 八尾教育行政センター所長代理 | 村 田 昭 弘 |
| 婦中教育行政センター所長 | 上 野 武 彦 |
| 図書館長 | 清 水 孝 夫 |
| 郷土博物館長 | 井 村 寿 恵 |
- 5 職務のため会議に出席した事務局職員
- | | |
|-----------------|---------|
| 教育総務課主幹 | 本 郷 由 佳 |
| 教育総務課課長代理(管理係長) | 桑 名 純 一 |
| 教育総務課主査 | 三 辺 さやか |
- 6 傍聴人数 0人

7 付議案件

(1) 議案

- 議案第20号 平成29年4月市議会臨時会に付議する補正予算案に対する教育委員会の意見について
- 議案第21号 平成29年6月市議会定例会に付議する補正予算案要求内容に対する教育委員会の意見について
- 議案第22号 教育財産の取得を市長に申し出る件
- 議案第23号 富山市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定の件
- 議案第24号 富山市学校運営協議会委員の委嘱の件
- 議案第25号 富山市教科用図書採択協議会設置の件

(2) 報告事項

- 報告事項9 教育長職務代理者の指名について
- 報告事項10 平成29年度富山市学校教育指導方針について
- 報告事項11 学校コンピュータのウィルス感染について

(3) その他

- その他7 郷土博物館企画展「惹く 引く 引札」
- その他8 佐藤記念美術館企画展「富山ゆかりの絵画・工芸品」

8 会議の要旨

【開会】

[教育長] 開会を宣言する。

[教育長等] 新教育長制度に移行して初めての教育委員会であることから改めて挨拶。(教育長、事務局長、事務局次長)

【席次】

[教育長] 委員の席次について説明を求める。

[教育総務課長] 席次について説明

[教育長] 席次について意見を求める。

[各委員] (意見なし)

【前回会議録】

[教育長] 3月定例教育委員会会議録について意見を求める。

[各委員] (意見なし)

[教育長] 前回会議録は承認された。

【議案第 2 1 号】

- [教育長] 議案第 2 1 号について、6 月市議会定例会付議案件にかかる予算要求内容の段階のため、非公開としたいが、よろしいか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 議案第 2 1 号について非公開とし、その他 8 の後に行う。

【議案第 2 0 号】

- [教育長] 議案第 2 0 号について事務局から説明を求める。
- [学校教育課長] (議案第 2 0 号について説明)
- [尾畑委員] 従前教育費で行われていたものが別の部署に移るということでよいか。また今後は何課、何部になるのか。
- [学校教育課長] こども支援課、こども家庭部に移ることになる。
- [教育長] 平成 2 9 年 4 月からは、公立幼稚園の運営のみが残り、ほかについては市長部局に移行することになる。
- [教育長] 採決を行う。
議案第 2 0 号について、全員異議なく、原案のとおり可決した。

【議案第 2 2 号】

- [教育長] 議案第 2 2 号について、事務局から説明を求める。
- [総合校整備等推進室長] (議案第 2 2 号について説明)
- [教育長] 採決を行う。
議案第 2 2 号について、全員異議なく、原案のとおり可決した。

【議案第 2 3 号】

- [教育長] 議案第 2 3 号について、事務局から説明を求める。
- [学校教育課長] (議案第 2 3 号について説明)
- [若林委員] 従来は教育委員会が指定していたものが学校ごとの努力義務となれば、設置しなくてもよいということになるのか。
- [学校教育課長] 各学校が学校運営協議会の設置を申し出れば、教育委員会の指定がなくても、学校運営協議会を組織したコミュニティスクールになることができるということである。
- [斎藤事務局次長] 文科省は、全小中学校にコミュニティスクール設置の努力義務を課しており、そのことによる法改正である。
- [若林委員] 北陸はコミュニティスクール設置が遅れているとされているが、その拡大のための措置と考えてよいか。
- [斎藤事務局次長] 努力義務ではあるが、富山市としては、学校運営協議会を設置しなくてもそれに準ずるものとして 1 0 校において設置していく

ものである。

[教育長]

採決を行う。

議案第23号について、全員異議なく、原案のとおり可決した。

【議案第24号】

[教育長]

議案第24号について、事務局から説明を求める。

[学校教育課長]

(議案第24号について説明)

[若林委員]

この資料のみでは判断が難しいように思う。

[尾畑委員]

委員会で採決すべき事項なのか。議案第23号とのつながりは、学校運営協議会は教育委員会の附属機関として位置づけられており、教育委員会の議決事項である。附属機関の委員については、教育委員会が委嘱、任命することになっている。

[学校教育課長]

協議会規則第10条でも教育委員会による委員の委嘱について定めている。今後、コミュニティスクールとなっている別の3校の委員の委嘱についても、採決を求める予定である。

[藤井委員]

教育委員会は委員についてだけ言及するということか。

[学校教育課長]

設置学校の運営に支障が生じる場合などの際は、委員の交代もあり得るものである。

[藤井委員]

学校への積極的な設置の働きかけはせず、委員の委嘱についてのみを担当するということでよいか。

[学校教育課長]

これまでのように協議会の指定ということはできなくなったが、委員の委嘱については教育委員会の採決をお願いしたいものである。

[尾畑委員]

学校の自発的な設置を促す姿勢は変わらないと考える。委員については、委員会できちんとした人選を行うという理解をしている。

[若林委員]

委員として適切かどうかの判断材料が少ない。委員として選出した理由等わかる資料がほしい。

[学校教育課長]

今後の改善点とさせていただきたい。

[教育長]

採決を行う。

議案第24号について、全員異議なく、原案のとおり可決した。

【議案第25号】

[教育長]

議案第25号について、事務局から説明を求める。

[学校教育課長]

(議案第25号について説明)

[若林委員]

教科書の改訂のときのみ設置の協議会ということによいか。

[斎藤事務局次長]

改訂時のみである。また、来年度は中学校の道徳の改訂がある。

[藤井委員]

委員の定数のみによいか。詳細の決定についての手順は。

[学校教育課長]

規約により定められた役職の11名が委員となるものである。

[尾畑委員]

資料に規約の添付があればよいと考える。

これまでの問題もあり、きちんとした採択をしてもらいたい。
[教育長] 教科書制作者側も気を使っているようだ。こちらからも、きちんと対応していくよう機会を捉えて伝えているところである。
採決を行う。
議案第25号について、全員異議なく、原案のとおり可決した。

【報告事項9】

[教育長] 報告事項9について、事務局から説明を求める。
[教育総務課長] (報告事項9について説明)

【報告事項10】

[教育長] 報告事項10について、事務局から説明を求める。
[学校教育課長] (報告事項10について説明)
[藤井委員] 私立幼稚園については連携について関与しないということか。
[教育長] 所管の部署は変わるが、小学校区にある私立・公立幼稚園と学校とは常に連携しているものであり、様々な情報共有も行っている。教育委員会から私立幼稚園への直接的な働きかけはできないが、学校との連携を通じて、間接的には行っており、今後も変わらない。
[藤井委員] 私立幼稚園が連携を拒み、独自の教育方針により運営を進めるとうことは可能であるのか。
[斎藤事務局次長] 私立幼稚園については、教育内容については指導できない。しかし、小学校に対しては、幼稚園と情報共有し、連携するように指導している。
[教育長] 国で定められた要領を大きく逸脱することはできないが、市町村が定めた詳細な事項に従う義務はない。
[尾畑委員] 補助金等と私立幼稚園の教育方針との関係については。
[酒井事務局長] 補助金とは、施設等の設置基準を満たしているかによるものであり、教育方針を行政側がコントロールできるものではない。
[教育長] 公立幼稚園の運営に関しては学校教育課が行っていくものである。

【報告事項11】

[教育長] 報告事項11について、事務局から説明を求める。
[教育総務課長] (報告事項11について説明)

【その他 7、 8】

[教育長] その他 7、 8 について、事務局から説明を求める。

[郷土博物館長] (その他 7、 8 について説明)

【議案第 2 1 号】 ※非公開事項

[教育長] 議案第 2 1 号について、事務局から説明を求める。

[教育総務課長外] (議案 2 1 号について説明)

[教育長] 採決を行う。

議案第 2 1 号について、全員異議なく、原案のとおり可決した。

【閉会】

[教育長] 閉会を宣言する。

以上、会議の要旨を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

平成 2 9 年 5 月 日

教育長